

平成31年4月25日

平成31年度第1回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成31年4月25日(木) 午前9時30分
場所 美浦村役場3階委員会室

日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 付議事項
議案第1号 美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて
4. 報告事項
報告第1号 美浦村立小学校あり方検討委員会の経過報告の結果
について
報告第2号 村立小中学校への二学期制の導入について
報告第3号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程
報告第4号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
報告第5号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
5. その他
6. 閉会

議案第1号

美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第1号

美浦村立小学校あり方検討委員会の経過報告の結果について

上記について別紙のとおり報告する。

平成31年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第1号別紙

別紙は当日配布いたします。

美浦村立小学校あり方検討委員会の経過について

1 あり方検討委員会について

(1) 検討委員会設立の経緯

本村教育委員会で平成29年度に実施した未就学児のご家庭への「小学校教育に関するアンケート調査」では、適正規模の学級数を希望する意見が多くを占める結果となりました。

平成30年8月には、村長から教育長に対し、「今後の村内小学校のあり方について検討委員会を設置して審議のうえ、答申すること」を諮問されたことを受け、「美浦村立小学校あり方検討委員会」を設置することとしました。

- ・諮問事項：村立小学校の配置等の適正なあり方について

子どもたちのためのより良い教育環境を検討するため、小学校の配置等の適正化について審議する。

(2) 検討委員会の役割

村議会議員代表者、学校関係者、保護者代表者、地域代表者、教育委員会関係者の計31名で組織し、諮問事項に基づいて2019年9月に村長へ答申する予定。

(3) 開催結果

区 分	期 日	内 容
第1回検討委員会	平成30年10月26日	・検討委員会の設置目的と開催概要 ・適正規模・適正配置の考え方を説明
第2回検討委員会	平成30年11月22日	・適正規模について検討
第3回検討委員会	平成31年 1月25日	・適正規模の方針(案) について了承
第4回検討委員会	平成31年 3月20日	・適正配置(案) について検討 ・各小学校のPTA 総会で検討会の議論の状況を説明することについて了承。

2 村における平成40年度までの児童数の推移（平成30年度推計）（H34～H40年度）

	木原小学校		安中小学校		大谷小学校	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
H34年度	6	188	5	54	13	347
H35年度	7	197	5	53	13	345
H36年度	7	191	5	51	12	342
H37年度	6	187	5	45	12	339
H38年度	6	186	5	48	12	338
H39年度	6	181	5	50	12	338
H40年度	6	188	4	49	12	318

- 木原小・・・ほとんどの学年が単学級となる。
- 安中小・・・平成34年度の2, 3年生から複式学級となる。その他の学年も1学級10人前後の少人数学級となる。
- 大谷小・・・全学年2学級以上を維持できる。

3 小学校の適正規模について

(1) 適正規模に関する国の基準

◆国の基準

- 小学校の標準学級数：12学級～18学級（1学年2学級～3学級）
- 中学校の標準学級数：12学級～18学級（1学年4学級～6学級）
- 1学級あたりの標準人数：40人以下
 - ※複式学級（小学校）：16人（1年生児童を含む場合は8人）
 - ※複式学級（中学校）：8人
- 通学距離 小学校：おおむね4km以内 中学校：おおむね6km以内

(2) 茨城県の指針

◆茨城県の指針（平成20年4月）

- 小学校では、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- 中学校では、クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。
（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能）

◆3校の児童数を合算した場合の学級数及び1学級の人数（H34～H40年度）

年度	3校合算		
	児童数	学級数	学級人数
34	589	18	29～36
35	595	18	30～36
36	584	18	30～36
37	571	18	30～35
38	572	18	30～35
39	569	18	30～35
40	555	18	29～32

○村全体の児童数で学級数を算出すると、国の基準、県の指針に沿った学級数となり、1学級の児童数も30人～35人程度となる。

4 あり方検討委員会としての適正規模に関する方針

村立小学校の適正規模の考え方については、以下のとおり第3回検討委員会において了承いただいた。

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正規模に関する方針

1 学級数について

- ・ 1学年2学級以上とする。
1学年に複数の学級があり、クラス替えができること。
- ・ 学校全体の学級数は、12学級以上とする。

2 1学級あたりの児童数について

- ・ 県で実施している「楽しく学ぶ学級づくり事業」に基づく1学級あたりの児童数とする。
(1・2年生1学級35人まで。3～6年生40人まで、36人を超える学級が1、2学級の場合は、各学級に非常勤講師が配置される。3学級以上の場合は1学級増設となる。)

3 複式学級について

- ・ 複式学級の解消を図る。
※複式学級：小学校は2つの学年で16人以下(1年生児童を含む場合は8人以下)

5 小学校の適正配置について

(1) 国の方針（抜粋）

◆公立小中学校の統合方策についての答申（S31 中央教育審議会）〈抜粋〉

I 学校統合の基本方針について

- 1 国及び地方公共団体は、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向を十分に考慮して計画的に実施すること。

と。

- 3 学校統合は慎重に実施すべきものであって、住民に対する統合の意義の啓発は特に意を用いること。

II 学校統合の基準について

- 1 小規模校を統合する場合の規模は、概ね12学級ないし18学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、小学校児童は4キロメートル、中学校生徒は6キロメートルを限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢・気象・交通等の諸条件並びに通学距離が児童生徒に与える影響を考慮し、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

(2) 茨城県の指針（抜粋・平成20年4月）

◆適正配置を進めるにあたっての考え方

- 児童生徒の学習環境を充実させるため、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
 - 小学校では、すべての学年でクラス替えができない1学年1学級の学校の統合を検討すべきである。
 - 中学校では、クラス替えができない5学級以下の学校について、統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
 - 過去に児童生徒数の増加によって学校を分離新設したものの、児童生徒数が急激に減少している場合もある。
これらの学校は本来の学区を分割したケースが多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。
- ※ 学校規模などから、統合しても適正規模が見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

6 小学校を統合する場合の類型（案）

適正規模を確保するための適正配置の方策として、既存施設を利用して統合する場合（既存施設利用）、新小学校を建設し統合する場合（新小学校建設）、既存施設を利用し一旦統合し、その後用地を確保し新小学校を建設し移転する場合（2段階統合）の3つの類型を示しました。

現在の小学校は昭和52年～54年に建設され、築後40年以上を経過しているため、今後10年以内の建て替えが必要となることから、将来を見据えた2段階統合の類型を示しています。

統合の類型		メリット	デメリット
3校を1校に統合 <考え方> ・既存施設を利用し統合。 ・対等統合とし、どの小学校（施設）を利用する場合でも新たに小学校の名称・学校運営等について協議する。	①木原小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設） ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・安中学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が2番目に大きい。 ・昭和54年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。
	②安中小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設） ※既存施設利用	・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。	・現施設では教室の確保が不可能。新たに校舎を増設する必要あり。 ・給食室の改修が必要。 ・木原学区及び大谷学区の全児童が通学バス利用となり、バス運行費用の負担が最も大きい。 ・昭和53年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。

	<p>③大谷小の場所に統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校創設) ※既存施設利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・①, ②と比較して教室数も多く現施設を有効利用できるため、費用負担が少ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①, ②と比較して少なくなるため、バス運行費用が最も低くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事を開催する際、保護者の車の駐車場の十分な容量が不足(特に運動会の検討)。 ・普通教室は充足しているが、現在の基準に合わせるため、職員室など一部改修を行う必要がある。 ・昭和52年に建設された校舎であり、耐震化は済んでいるものの、鉄筋コンクリートの耐用年数を考慮すると、今後10年以内には建て替えが必要となる。
	統合の種類	メリット	デメリット
<p>3校を1校に統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対等統合 ・新たな場所に新小学校を建設した後に統合 	<p>④校舎を新たな場所に 新設・統合 (木原小・安中小・大谷小 → 統合・新小学校建設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶことができる。 ・仮校舎を建設する必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな建設用地の確保及び施設の建設が必要となるため、新たな費用負担が大きい。 ・新たに建設することとなるため、用地取得及び建設等に要する期間が長くなり、複式学級の解消が遅れるなど適正規模の達成が遅れる。
<p>2段階統合</p> <p><考え方> ◇第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設(小学校)を利用し3校を一旦統合。 ・対等統合とし、どの小学校(施設)を利用する場合で 	<p>⑤木原小を利用し3小学校を 一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・建て替えのための仮校舎を建設する必要がない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、木原小学校の場所からの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、①と比較してバス運行費用の負担が大きくなる。
	<p>⑥安中小を利用し3小学校を 一旦統合 その後、新たな場所に 校舎を建設し移転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・建て替えのための仮校舎を建設する必要がない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶことができる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、②と比較してバス運行費用の負担が軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、安中小学校の場所からの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。

<p>も新たに小学校の名称・学校運営等について協議する。</p> <p>◇第2段階</p> <p>・新たな場所に用地を確保したうえで、新校舎を建設し移転する。</p>	<p>⑦大谷小を利用し3小学校を一旦統合 その後、新たな場所に校舎を建設し移転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模(1学年2学級以上)を確保できる。 ・④と比較して、複式学級を回避し適正規模の達成を早めることができる。 ・教室数も多く、現施設を有効利用できるため、他校を利用する場合と比較して費用負担が少ない。 ・新たな給食室で対応可能。 ・通学バス利用の児童が①、②と比較して少なくなるため、バス運行費用が軽減される。 ・建て替えのための仮校舎を建設する必要はない。 ・新校舎を建設することにより、快適な環境で学ぶことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・③と同じ。 ・新たな建設用地の確保、施設の建設、大谷小学校の場所からの移転費用が必要となるなどの費用負担が生じる。 ・新小学校建設の場所が村中心部付近となるため、③と比較してバス運行費用の負担が大きくなる。
---	---	---	--

報告第2号

村立小中学校への二学期制の導入について

上記について別紙のとおり報告する。

平成31年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

村立小中学校への二学期制の導入について（案）

令和2年度（2020年度）からの新学習指導要領の全面実施に伴い、これまでよりも多くの学習活動の時間を生み出す必要があります。

このようなことから、小中学校の授業時間の更なる確保、児童生徒の学びの質の向上並びに教職員の働き方改革のため、令和2年度（2020年度）から村立小中学校への二学期制導入を目指し、既に実施している教育委員会への調査を実施するなど導入に向け準備を進めたいと存じます。

新学習指導要領で、小学5・6年生は「外国語科」、3・4年生は「外国語活動」が必修化され、年間の授業時間は35時間増えることとなります。

1 二学期制とは

・「二学期制」では、前期と後期の2つの学期に分かれて学習します。

・通知表の回数が年3回から2回になります。

<美浦村で実施する場合のイメージ>（別添イメージのとおり）

（例）平成31年度の場合

○前期： 4月 1日～10月11日（体育の日10月14日を含む3連休を挟む）

○後期：10月15日～ 3月31日

※前期と後期の間の特別な休み（いわゆる秋休み）はとらない。

夏季休業・冬季休業・学年末学年始め休業は従来と同じ。

2 二学期制導入の目的

（1）児童生徒の学校生活の一層の充実を図るとともに学びの質の向上を図る。

（2）授業時間の更なる確保を図る。

（3）働き方改革を進め教職員が児童生徒と向き合う時間を更に増やす。

3 導入時期 村立小中学校への2020年度導入を目指す

4 期待される効果

・ 始業式・終業式、定期考査の回数減、年間スケジュールの見直しにより授業時間を増やすことができる。

・ 長期休業前に学習の課題や計画を子どもたちに具体的に指導し、これまで以上に目標を持って計画的に休みを過ごすことができるようになる。

・ 長期休業前に評価事務がないため、授業の充実に向けた対応に余裕が生まれ、長期休業の事前指導の充実や、児童生徒とかかわる時間を多く生み出すことにつなげられる。

5 二学期制での新たな取り組み（案）

- ・ 保護者面談等を一層充実させ、直接、児童生徒の学習状況等を保護者にお知らせする機会を増やす。
- ・ 中学校については、高校入試を踏まえ通知表に代わる評価を行う。

6 県内自治体の状況

- ・ 県内の二学期制導入自治体：牛久市（H15.4）、つくば市（H18.4）、守谷市（H31.4）

別 添

二学期制イメージ（案）

3学期制
↓
2学期制

春休み ←	1学期				夏休み	2学期				冬休み	3学期			春休み →
	始業式 ○			終業式 ○		始業式 ○			終業式 ○		始業式 ○		修了式 ○	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
←	○ 始業式				夏休み	○ ○ 終業式 始業式				冬休み	○ 修了式			→
春休み	前期（1学期）						後期（2学期）						春休み	

・「二学期制」では、前期と後期の2つの学期に分かれて学習します。
 ・通知表の回数が年3回から2回になります。
 <美浦村で実施する場合のイメージ>
 （例）平成31年度の場合
 ○前期： 4月 1日～10月11日（体育の日10月14日を含む3連休を挟む）
 ○後期：10月15日～ 3月31日
 ※前期と後期の間の特別な休み（いわゆる秋休み）はとらない。
 夏季休業・冬季休業・学年末学年始め休業は従来と同じ。

報告第3号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記について下記のとおり報告する。

平成31年4月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「幼稚園管理規則」を「美浦村立幼稚園管理規則（昭和41年美浦村教委規則第1号）」に改める。

第3条第9号中「園医」を「学校医」に、「園に」を「当園に」に改め、同条第10号中「園歯科医」を「学校歯科医」に改め、同条第11号中「園薬剤師」を「学校薬剤師」に改める。

第4条第2項第5号中「21日」を「22日」に改め、同条同項第6号中「25日」を「24日」に改める。

第7条第1項中「条例規則」を「条例施行規則」に改め、「平成27年」の次に「美浦村」を加える。

第8条第1項中「子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）」に改める。

第10条第2項第1号中「子ども・子育て支援」を削る。

別表1を次のように改める。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
PTA会費	村P連、県P連、国P連負担金、PTA安全互助会費、行事費等	月 300円
		年 3,600円
給食費	月～金の牛乳代、水～金の給食費 1食308円、牛乳1パック40円	月 4,000円
		年 44,000円

月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少 月 390 円 年中 月 390 円 年長 月 470 円
アルバム代	卒園児アルバム代として（年長組のみ） ※値段は目安	学期 4,860 円 年 14,580 円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園、進級時に購入 ※値段は目安	年少 7,240 円 年中 7,220 円 年長 8,030 円
日本スポーツ振興センター掛け金	万一の事故に備え、全園児が加入 保護者は掛け金の一部	一部負担 200 円
保育行事	親子遠足、年長児のお別れ遠足、バス代、卒園準備金等経費負担分	実費徴収

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

現行		改正後（案）																									
<p>(利用者負担その他の費用等)</p> <p>第7条 当園は、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例__規則（平成27年__教委規則第11号）により、利用者負担額を幼児の保護者から徴収する。</p> <p>2 略</p>		<p>(利用者負担その他の費用等)</p> <p>第7条 当園は、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例<u>施行</u>規則（平成27年<u>美浦村</u>教委規則第11号）により、利用者負担額を幼児の保護者から徴収する。</p> <p>2 略</p>																									
<p>(学級編成・利用定員)</p> <p>第8条 当園を利用する幼児は、子ども・子育て支援法（__以下、「法」という。）第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない3歳以上児）とし、学級編成は、1学級の幼児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。</p> <p>2 略</p>		<p>(学級編成・利用定員)</p> <p>第8条 当園を利用する幼児は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない3歳以上児）とし、学級編成は、1学級の幼児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。</p> <p>2 略</p>																									
<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法</u>第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p>		<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) _____法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p>																									
<p>別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容、負担を求める理由、目的</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間絵本代</td> <td>月々の絵本代等 ※値段は目安</td> <td>年少、月 400円 年中、月 370円 年長、月 370円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容、負担を求める理由、目的	金額	略			月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少、月 400円 年中、月 370円 年長、月 370円	略			<p>別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容、負担を求める理由、目的</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間絵本代</td> <td>月々の絵本代等 ※値段は目安</td> <td>年少、月 390円 年中、月 390円 年長、月 470円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容、負担を求める理由、目的	金額	略			月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少、月 390円 年中、月 390円 年長、月 470円	略		
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額																									
略																											
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少、月 400円 年中、月 370円 年長、月 370円																									
略																											
項目	内容、負担を求める理由、目的	金額																									
略																											
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少、月 390円 年中、月 390円 年長、月 470円																									
略																											

現行			改正後（案）		
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園、進級時に購入	年少 7,230円 年中 7,230円 年長 8,050円	新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園、進級時に購入 ※値段は目安	年少 7,240円 年中 7,220円 年長 8,030円
略			略		

美浦村立美浦幼稚園運営規程（改正前）

（施設の名称等）

第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 美浦村立美浦幼稚園

(2)所在地 美浦村大字大谷1059番地

（施設の目的及び運営方針）

第2条 美浦村立美浦幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基を培うものとして、幼児を保育し幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(1) 当園は、教育の提供に当たっては、入園する幼児の最善の利益を考慮し、教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

(2) 当園は、教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。

(3) 当園は、幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、幼児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

(4) 当園は、幼稚園管理規則その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

(1)園長1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2)主任1人（常勤専従）

主任は、職員に対し法令等を遵守させるため、園長を補佐し保護

者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよう補佐する。

(3) 副主任教諭 1 名（常勤専従）

副主任教諭は、園長及び主任を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。

(4) 教諭 9 人（常勤 7 人，非常勤 2 人）

教諭は、教育に従事し、教育計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 預かり教諭（非常勤 1 人）

預かり教諭は、教育時間以外の預かり保育の業務を行う。

(6) 生活介助員（必要に応じて配置）

生活介助員は、支援を要する幼児の支援，介助，記録等の業務を行う。

(7) 用務員 1 人（非常勤 1 人）

用務員は、園舎等の環境整備，給食の配膳，片づけ等の業務を行う。

(8) バス添乗員（非常勤 2 人）

バス添乗員は、当園バスの添乗，バス内の指導を行う。

(9) 園医（非常勤 1 人）

健康診断・保健指導・伝染病の予防に関する助言・園における伝染病及び予防処置・緊急処置に従事する。

(10) 園歯科医（非常勤 1 人）

歯科検診・歯に関する健康相談に従事する。

(11) 園薬剤師（非常勤 1 人）

環境衛生の維持及び改善に関し，必要な指導と助言を行う。

（教育を行う日）

第 4 条 当園の教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2)日曜日及び土曜日

(3)県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による
県民の日

(4)学年始休業日（4月1日から4月5日まで）

(5)夏季休業日（7月21日から8月31日まで）

(6)冬季休業日（12月25日から翌年1月7日まで）

(7)学年末休業日（3月25日から3月31日まで）

(8)開園記念日（4月15日）

(9)前各号に定めるもののほか、教育委員会教育長（以下「教育
長」という。）が指定した日又は園長が特に休業を必要と認め、
あらかじめ教育長の承認を得た日

3 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、
教育長の承認を得て休園日に教育を行い、開園日を休業日にす
ることができる。

（教育を提供する時間）

第5条 教育を提供する時間は、午前8時30分から午後2時とす
る。

（入退園等）

第6条 当園に入園を希望する者は、入園申請書兼支給認定申請書
（様式第1号）を当園に提出しなければならない。

2 退園・休園を希望する者は、退園届（様式第2号）・休園届（様
式第3号）により、事由を付して当園に申し出るものとする。

（利用者負担その他の費用等）

第7条 当園は、美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料
徴収条例規則（平成27年教委規則第11号）により、利用者負担
額を幼児の保護者から徴収する。

2 前項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の教育において提
供する便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受け
る。

（学級編成・利用定員）

第8条 当園を利用する幼児は、子ども・子育て支援法（以下、
「法」という。）第19条第1項第1号の子ども（保育を必要とし

ない3歳以上児)とし、学級編成は、1学級の幼児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。

2 利用定員は次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	60人	70人	70人	200人
合計	60人	70人	70人	200人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第9条 当園は、教育の提供を希望する幼児の保護者から利用の申込みを受けたときは、これを拒めない。

2 利用申込みに係る教育の提供を希望する幼児の数及び現に利用している幼児の数の総数が、前条第2項の定める利用定員の総数を超える場合においては、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年美浦村条例第21号)第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、幼児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の幼児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。

(1)子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(3)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、教育の提供中に、幼児の健康状態の急変、その他

緊急事態が生じたときは、速やかに幼児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育の提供により事故が発生した場合は、学校教育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 幼児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員は、業務上知り得た幼児及び保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当園は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当園は、教育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から決められた期間を保存するものとする。

種類	保存年限
1 教育の実施に当たっての計画 2 提供した教育に係わる提供記録 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係わる記録 4 保護者からの苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 6 指導の記録 7 健康診断表 8 出席簿	5年
1 幼児指導記録(学籍の記録) 2 中途入園者の幼児の指導要録(学籍の記録)の写し 3 中途退園者の指導要録(学籍の記録)	20年間保存

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、幼稚園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
PTA 会費	村P連, 県P連, 国P連負担金, PTA 安全互助会費, 行事費等	月 300 円 年 3,600 円
給食費	月～金の牛乳代, 水～金の給食費 1食308円, 牛乳1パック40円	月 4,000 円 年 44,000 円
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少, 月 400 円 年中, 月 370 円 年長, 月 370 円
アルバム代	卒園児アルバム代として (年長組のみ) ※値段は目安	学期 4,860 円 年 14,580 円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園, 進級時に購入	年少 7,230円 年中 7,230円 年長 8,050円
日本スポーツ振興センター掛け金	万一の事故に備え, 全園児が加入 保護者は掛け金の一部	一部負担 200 円
保育行事	親子遠足, 年長児のお別れ遠足, バス代, 卒園準備金等経費負担分	実費徴収

様式第1号 (第6条関係)

(表)

様式第1号

入園申請書兼支給認定申請書
(施設型給付費・地域型保育給付費等)

平成 年 月 日

保護者氏名 印

美浦村長 殿
管理者 殿
次のとおり、入園申請及び支給認定を申請します。

入園希望児童	氏名	生年月日	性別	認定者番号 ※既に認定済みの場合
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女	
保護者 住所・連絡先	(住所)	(連絡先電話番号) ① () ② () ③ ()		

①申請児童の情報

障害者手帳の情報	無・有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギー情報	無・有()
お薬服用の有無	無・有()
連絡事項	(園に連絡しておきたいことなどがありましたらお書き下さい。)

②世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	非該当・該当(□ひとり親世帯等 □在宅障害児(者)のいる世帯)							
生活保護の適用の有無	非該当・該当(平成 年 月 日保護開始)							
区分	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	多子軽減 計算対象 施設(*1)	職業 又は 学校名等	市町村民 税課税有 無(*2)	備考
児童の 世帯員	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		有・無	

(*1) 多子軽減計算の対象施設に入園・入所・入学している場合、□該当にチェックを付けて下さい。(表面)

(*2) 前年度分の市町村民税又は当年度分の市町村民税課税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

(裏)

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
利用を希望する 施設(事業者)名 (*3)	施設(事業者)名・希望理由		
	第1希望	(希望理由)	事業所番号
	第2希望	(希望理由)	事業所番号
	第3希望	(希望理由)	事業所番号

(*3)小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。	
保護者氏名	印

(以下記入不要ですので、美浦幼稚園にご提出ください。)

*施設記載欄(幼稚園等を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	平成 年 月 日
施設(事業者)名	(施設・事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (平成 年 月 日契約(内定))) ・ 無
備 考	

*市町村記載欄

受付年月日	平成 年 月 日	
認定の可否 可・否 (否とする理由) 平成 年 月 日認定	認定者番号	認定区分等 □1号 □2号 □3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否 可・否 (否とする理由) 〔 □施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型 〕	支給(利用)期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
入所施設(事業者)名 〔 □認定こども園(□連 □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼) □地(□幼 □保)) □幼稚園 □保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事) 〕		
備 考		

(裏面)

様式第3号（第6条関係）

休 園 届

組 名（ _____ 組 ）

園児氏名 _____

生年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

上記の者は、下記事由により 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで、休園させたいのでお届けいたします。

記

1. 事 由

.....
.....

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住 所 美浦村 _____

保護者氏名 _____ 印

美浦村立美浦幼稚園長 殿

報告第4号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

平成31年4月25日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉法」の次に「(平成22年法律第164号)」を加える。

第4条中「子ども・子育て支援法」の次に「(平成24年法律第65号)」を加え、「(平成30年告示)」を「(平成29年厚生労働省告示第117号)」に改める。

第5条第4号中「傷害」を「事故」に改める。

第10条第3項第1号中「子ども・子育て支援法規則」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(施設の目的)</p> <p>第2条 大谷保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法 _____ 第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。</p>	<p>(施設の目的)</p> <p>第2条 大谷保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法 <u>（平成22年法律第164号）</u> 第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。</p>
<p>(提供する保育・教育の内容)</p> <p>第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法 _____、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成30年 _____ 告示 _____）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。</p>	<p>(提供する保育・教育の内容)</p> <p>第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法 <u>（平成24年法律第65号）</u>、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。</p>
<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 看護師（非常勤1人）</p> <p>看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、<u>傷害</u>発生時の緊急処置、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p>	<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 看護師（非常勤1人）</p> <p>看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、<u>事故</u>発生時の緊急処置、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p>

現行	改正後（案）
<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 「子ども・子育て支援法 _____ 規則」 _____ 第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取 消したとき。</p>	<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法 <u>施行規則</u>（平成26年内閣府 令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取 消したとき。</p>

美浦村立大谷保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 美浦村立大谷保育所

(2)所在地 美浦村大字信太2616番地の1

(施設の目的)

第2条 大谷保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最前の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成30年告示)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)副所長1人(常勤専従)

副所長は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用

子どもの保護者から育児相談，地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3)保育士 17人（常勤6人，非常勤11人）

保育士は，保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4)看護師（非常勤1人）

看護師は，子どもの健康管理や疾病異常，傷害発生時の緊急処置，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5)栄養士1人（非常勤1人：木原保育所と兼務）

栄養士は，子どもの給食献立作成，栄養管理の他，個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供，アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など，食生活に関する相談指導など，当所全般の食育を行う。

(6)調理員3人（外部委託）

調理員は，栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。

(7)嘱託医1人

嘱託医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8)嘱託歯科医1人

嘱託歯科医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科健診，職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第6条 当所の保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。

ただし，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日，12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第7条 特定教育・保育を提供する時間は，次のとおりとする。

(1)保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表1・2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	21人	21人	63人
3号	12人	22人	23人	—	—	—	57人
合計	12人	22人	23人	21人	21人	21人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法規則」第1条の規定に該当せず、村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、学校教育課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

報告第5号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

平成31年4月25日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

第4条中「子ども・子育て支援法」の次に「(平成24年法律第65号)」を加える。

第5条第3号中「12人」を「11人」に、「5人」を「4人」に改め、同条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「(非常勤1人)」を「(非常勤1人：大谷保育所と兼務)」に改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 看護師（非常勤1人）

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

第10条第3項第1号中「子ども・子育て支援法規則」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

美浦村立木原保育所運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（施設の目的）</p> <p>第2条 木原保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法_____第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。</p>	<p>（施設の目的）</p> <p>第2条 木原保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。</p>
<p>（提供する特定教育・保育の内容）</p> <p>第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法_____、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。</p>	<p>（提供する特定教育・保育の内容）</p> <p>第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。</p>
<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 保育士<u>12</u>人（常勤<u>5</u>人，非常勤7人）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 保育士<u>11</u>人（常勤<u>4</u>人，非常勤7人）</p> <p>(4) <u>看護師1人（非常勤1人）</u></p> <p><u>看護師は、子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(4) 栄養士1人（非常勤1人） _____ 略</p> <p>(5) (6) (7)</p>	<p>(5) 栄養士1人（非常勤1人：<u>大谷保育所と兼務</u>） 略</p> <p>(6) (7) (8)</p>
<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 「<u>子ども・子育て支援法</u> _____規則」 _____第1条の規定に該当せず、村が利用を取 消したとき。</p>	<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法施行規則</u> _____（平成26年内閣 府令第44号）第1条の規定に該当せず、村が利用を取 消したとき。</p>

○美浦村立木原保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 美浦村立木原保育所

(2) 所在地 美浦村大字木原1516番地

(施設の目的)

第2条 木原保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任1人(常勤専従)

主任は、 所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 12 人（常勤 5 人、非常勤 7 人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、 充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 栄養士 1 人（非常勤 1 人）

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(5) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第 7 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要と

する時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表1・2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号				14人	14人	14人	42人
3号	8人	15人	15人	—	—	—	38人
合計	8人	15人	15人	14人	14人	14人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法規則」第1条の規定に該当せず、村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必

要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代、運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代、慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え、全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服、紺半ズボン、カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団、コップ・おしぼり等

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児所外保育	バス代・入園料	約5,000円